



医療安全通信 第6号

【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

医療安全管理のための職員研修について

医療の安全を確保するために、薬局の開設者には「薬局における安全管理体制の整備」が義務付けられています。薬事法第9条に基づく薬事法施行規則第12条の2として、以下の事項が規定されています。<http://nichiyaku.info/member/minfo07/pdf/20070326yakujihou.pdf>

- ・薬局開設者は、薬局の従業者に対して研修を実施することにより、薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための基本的考え方、安全確保に関する具体的方策等について、個々の従業者が理解を深め、安全確保に関する意識を高めるとともに、薬局において安全に業務を遂行するための技能の向上等を図ること。
 - ・本研修は、調剤業務における事故防止のための方策、関連法規の遵守事項の確認など、薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保することを目的とした内容とし、**年2回程度、定期的**に開催すること。
 - ・薬局開設者は研修を実施した場合には、**開催日時・場所、受講した従業者数及びその氏名並びに研修の項目及び内容などを記録し、3年間保存すること。**
 - ・研修を行う事項のうち、薬局の業務手順に関する事項を除き、医薬品管理、調剤技術、事故発生時の対応、関連法規の遵守事項の確認などについては、**複数の薬局や関係団体等が共同で研修を実施することとして差し支えないこと。**
- なお、業務手順に関する事項については、個々の薬局で異なることから、従業者が勤務する薬局以外で実施される研修を当該受講者が受講することは適当ではないこと。

日本薬剤師会が作成した「薬局における医療安全管理指針のモデル」にも、以下のよう

に記載されています。
http://www.nichiyaku.or.jp/anzen/wp-content/uploads/2011/01/shishin_all.pdf

医薬品安全管理責任者は、あらかじめ作成した研修計画にしたがい、**年2回、全ての従業者を対象とした医薬品の安全管理のための研修を実施する**（薬剤師会が開催する研修会など外部研修の受講を含む）。

保健所の立入検査の時等に、医療安全研修の記録の提示を求められることもありますので、定期的に研修を開催し、記録を残しましょう。

**全職員に対する 年2回の
医療安全管理研修が
全ての薬局で義務化されています！**

旭川薬剤師会 医療安全研修会

日時：平成27年9月11日（金）

19:00～

場所：道北経済センター 2階 大会議室

講演：「薬剤師のための法的知識の基礎」

中外合同法律事務所 弁護士・薬剤師

赤羽根 秀宜先生

本研修会を受講していただくと、**年2回必須の医療安全に関する研修を1回修了したことになります**ので、事務職員さんもお誘いの上、ご参加ください！！

詳しくはPharma Bridge 1527号をご覧ください。